

潜水器漁業

1 制限措置

別表の通りとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年10月13日から令和5年11月13日までとする。

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	定めなし	許可証に記載された船舶の総トン数	定めなし	周年	利島周辺漁場（利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200mの線とによって囲まれた区域）	左欄に掲げる漁場を区域とする漁業権を有する漁業協同組合の個人である組合員とする。
					鵜渡根島周辺漁場（鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000mの線とによって囲まれた区域）	同上
					新島・式根島周辺漁場（新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000mの線とによって囲まれた区域）	同上